

# 平成20年度税制改正要望

平成19年9月28日  
第323回常議員会決議

## 平成20年度税制改正要望

わが国経済は、大手企業を中心に回復の基調にあるものの、原油価格の高騰と原材料価格の上昇による収益の圧迫やゼロ金利解除等、中小企業においては依然として先行き懸念もみられる。

このような中、政府は日本経済の活力を取り戻すため、地方分権の進展を踏まえつつ徹底した歳出の合理化・効率化を進め、国民や企業が負担可能な税負担を十分に考慮し、安易な増税や財源確保がなされることが決してあってはならない。

一方、わが国経済の担い手である中小企業の活性化を促し、経済の持続的な成長を図るためには、本格的な景気回復が実現するまでの間、中小企業の活力を最大限に引き出すための思い切った税制改革を実施し、税の信頼性・透明性を向上させるべきである。

以上の観点から、当商工会議所としては平成20年度税制改正において、次の事項の実現を強く要望する。

### 記

#### 1. 減価償却資産の法定耐用年数の見直し

わが国の減価償却制度は主要国と比べて法定耐用年数が長い設備が多く、企業の税負担が重荷となっている。企業の設備投資意を促し国際競争力を高めるため、特に精密機械やハイテク関連等技術進歩の著しい機械・装置の法定耐用年数について大幅な短縮を図るべきである。

#### 2. 少額減価償却資産の損金算入

中小企業者等に拘らず全ての企業が、取得価格30万円未満の少額減価償却資産については、損金算入できる制度に改めるべきである。かつ、中小企業者等の年間300万円の損金算入限度額を廃止すべきである。

#### 3. 青色申告特別控除額の引き上げ

複式簿記で記帳した場合の青色申告特別控除額は65万円に引き上げられているが、記帳慣行の確立と事業経営の健全化推進を図るため、昭和47年以降据え置かれている青色申告特別控除額10万円についても大幅に引き上げを図るべきである。

#### 4. 消費税簡易課税方式の事業年度前届出制の見直し

消費税の簡易課税については、中小企業の予測性・利便性及び公平性から見て、事業年度前届出制による2年間の継続適用ではなく、確定申告時毎の選択制にすべきである。

#### 5. 消費税率の据置き

消費税については、免税売上高及び簡易課税制度の適用上限の引き下げにより実質的な税負担額が増加している現状において、今後予想される税率の引き上げには絶対反対である。

#### 6. 更正の請求できる期間の見直し

更正の請求できる期間を納税者救済の観点から、現行1年以内から3年以内に改めるべきである。

#### 7. 損益通算制度の見直し

居住用財産の譲渡損失について例外措置はあるものの、土地建物等の譲渡損失に係る損益通算を認める制度に改めるべきである。

#### 8. 中小法人の軽減税率の適用所得金額の引き上げ

わが国経済の担い手である中小企業の活性化を促すため、20余年に亘り据え置かれている中小法人の軽減税率の適用所得金額（年800万円）の大幅な引き上げを行うべきである。

#### 9. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度については、適用除外基準である基準所得金額が800万円から1,600万円に引上げられたものの、税の公平性の観点から制度を廃止すべきである。

#### 10. 利子税の見直し

所得税の延納届出を行った場合について、個人企業の負担軽減を図るため利子税の税率を引き下げるべきである。

#### 11. 外形標準課税の拡大反対

法人事業税の外形標準課税については、その課税の対象範囲が資本金1億円以下の企業にまで拡大されることは、絶対にあってはならない。

以上